

国立大学法人小樽商科大学財務委員会規程

(平成16年4月1日制定)

(設置)

第1条 本学に、予算原案の検討及び調整等に関する事項を審議するため、財務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算編成スケジュール案の作成に関する事項
- (2) 予算編成方針の作成に関する事項
- (3) 各予算単位からの予算要求書の受付及び審査に関する事項
- (4) 概算要求事項案の作成に関する事項
- (5) 予算案及び関連する事項案の作成に関する事項
- (6) 決算案に関する事項
- (7) 教員研究費の配分に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（総務担当副学長兼務）
- (2) 事務局長
- (3) 経営協議会の委員から学長が指名する教員 2名
- (4) 学部教授会から選出された教員 2名
- (5) アントレプレナーシップ専攻から選出された教員 1名

(委員の任期)

第4条 前条第3号、第4号及び第5号に規定する委員の任期は、2年とする。

2 前項の委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、理事（総務担当副学長兼務）をもって充てる。

2 委員長は会議を招集し、議長となる。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会の設置)

第7条 委員会に、専門的事項を検討するため、必要に応じて、専門部会を置く。

2 専門部会の構成員は、委員長が委嘱する。

(事務)

第8条 委員会の事務は、企画戦略課が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月21日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。